

令和8年度

第1回府中市教育委員会

令和8年7月
教育部指導室

いじめ問題対策委員会 を開催しました。

府中市教育委員会では、府中市いじめ防止対策推進条例(令和5年4月施行)第9条に基づき、附属機関として府中市いじめ問題対策委員会を設置しています。

令和8年6月25日(木)には、「令和8年度第1回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催しました。本委員会では、はじめに府中第十小学校の第6学年で行われた「いじめ防止に関する授業」を委員が参観し、その後、授業参観の内容を踏まえ、児童・生徒がいじめを自らの課題として捉え、主体的に考え、判断し、行動する力の育成に向けた取組について協議を行いました。



**授業参観を踏まえ、児童・生徒の主体的な行動を促す
いじめ防止教育について協議しました。**



1 授業参観を通して見た取組の方向性

- ・ いじめ防止に関する授業参観を通して、児童が自らの経験や考えをもとに対話し、いじめ問題の解決に向けて主体的に考えようとする姿が見られた。
- ・ いじめの問題を教師から「教えられる課題」ではなく、「自ら考え、判断し、行動する課題」として捉えることの重要性について、改めて確認できた。
- ・ 授業参観から、グループでの話し合いや全体での共有を通じて、多様な考えに触れることが学びを深める上で重要であり、児童同士が互いの考えの違いに気付きながら意見を交流することが、主体的な行動につながる契機となっている。

2 「主体的に考え行動する力」の育成に向けた学習について

- ・ いじめ防止を徹底するためには、いじめに関する知識の理解にとどまらず、「気づき・判断・行動」へとつなげる学習過程を重視する必要がある。
- ・ 児童・生徒が自らの考えを見直し、いじめを防ぐための適切な行動へとつなげるための振り返り（メタ認知）を重視した指導の充実が必要である。
- ・ 児童・生徒同士の対話を通じて、価値観の違いや判断の難しさに気付くことが、いじめの未然防止につながる。
- ・ 話し合いの時間の確保、意見を全体で共有しやすくする工夫、複数回の検討の機会の設定など、学びを深めるための授業構成の工夫が求められる。

3 日常の教育活動と一体となったいじめ防止の取組について

- ・ いじめ防止の取組は、一部の特別な取組に限るのではなく、日常の授業や学級活動、児童会・生徒会活動等と一体的に進めることが重要である。
- ・ 児童・生徒が学校生活の中で生じる課題を自分事として捉え、主体的に解決しようとする経験を積み重ねていくことが、実効性のある取組につながる。
- ・ 学校ごとの実践を共有し、取組の質の向上を図ることも重要である。

4 家庭・地域と共有するいじめ防止の取組について

- ・ 「いじめ防止に関する授業」を通して、児童・生徒が学んでいる様子を家庭や地域と共有することは、社会全体でいじめ防止の理解を深める上で有効である。
- ・ 授業公開や保護者会等でいじめを防止するための学校の取組や考え方を発信し、家庭・地域とともに子供を支える体制を構築することが求められる。

本委員会での授業参観及び協議を通して、児童・生徒がいじめを自分事として捉え、主体的に考え、判断し、行動する力を育成していく上で、日常の授業における対話的・体験的な学びの重要性が改めて確認されました。

今後は、中学校区で連携して実施する「いじめ防止に向けたサミット」の開催をはじめ、各学校の実践を積極的に収集し、その成果や課題を市全体で共有することで、より効果的な取組へと発展させていくことが求められます。

教育委員会としては、こうした実践の共有と蓄積を通して、いじめの未然防止に向けた取組を一層の充実し、児童・生徒が安心して学び合える学校づくりを推進していきます。